

公認内部監査人



Certified
Internal
Auditor

Essentials

公認内部監査人(CIA) Part I／第2回

※アビタスCIA本講座講義資料のため、MUFG CIA受験対策講座の実施回と異なります。

Part 1 コースシラバス

			ページ
第1回	Chapter 1	内部監査概論	2
			}
			28
第2回	Chapter 2	独立性と客観性	29
	Chapter 3	熟達した専門的能力および専門職としての正当な注意	}
	3-1 ~ 3-4		60
第3回	Chapter 3	熟達した専門的能力および専門職としての正当な注意	61
	3-5 ~ 3-7		}
	Chapter 4	品質のアシュアランスと改善のプログラム	88
第4回	Chapter 5	ガバナンス	89
			}
			112
第5回	Chapter 6	リスク・マネジメント	113
	6-1 ~ 6-8		}
			130
第6回	Chapter 6	リスク・マネジメント	131
	6-9 ~ 6-14		}
			148
第7回	Chapter 7	コントロール	149
	7-1 ~ 7-5		}
			165
第8回	Chapter 7	コントロール	166
	7-6 ~ 7-9		}
	Chapter 8	不正リスク	187

2-1 内部監査部門の独立性と客観性

独立性と客観性

内部監査部門の独立性と内部監査人の客観性の確保は不可欠である。「基準」では、1100で独立性と客観性についての総論を規定し、更に「組織上の独立性(1110)」「取締役会との直接の意思疎通(1111)」「内部監査部門長の内部監査以外の役割(1112)」「個人の客観性(1120)」「独立性または客観性の侵害(1130)」という5つの側面からそれぞれの基準を定めている。



「基準」1100：独立性と客観性

内部監査部門は、組織上独立していなければならない、内部監査人は、内部監査の業務(work)の遂行に当たって客観的でなければならない。

➡ 解釈指針(1100)

独立性とは、公正不偏な仕方で内部監査の職責を果たすに当たり、内部監査部門の能力を脅かす状態が存在しないことである。内部監査部門の責任を有効に果たすのに必要なレベルの独立性を確保するために、内部監査部門長は、最高経営者および取締役会に、直接かつ制約なくアクセスすることができる。このことは、内部監査部門長が両者に対する2系統の指示・報告経路を持つことにより実現できる。独立性への脅威は、個々の内部監査人、内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務、内部監査部門および組織体全体の、それぞれのレベルで管理されなければならない。

客観性とは、内部監査人の公正不偏な精神的態度であり、客観性があること
により、内部監査人は、自己の業務(work)の成果を真に確信し、かつ品質を害
さない方法で、個々の業務を遂行することができる。

客観性は、内部監査人に対して、監査上の諸問題に関する判断を他人に委ね
ないことを求めている。客観性への脅威は、個々の内部監査人、内部監査(ア
シュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務、内部監査部門および組
織体全体の、それぞれのレベルで管理されなければならない。



2-2 内部監査部門の組織上の独立性

c)

取締役会の承認

職務上の報告

取締役会には、職務上の監督により、内部監査部門が独立して有効な運営ができるような適切な環境を整えることが求められる。取締役会には、以下の5つの事項の全てを承認する責任がある。

- 1) 内部監査基本規程
- 2) 内部監査部門の計画
- 3) 内部監査部門の予算および監査資源の計画
- 4) CAE の評価および報酬
- 5) CAE の任命および罷免

また、取締役会はCAEおよび経営管理者に対する内部監査の範囲、監査資源の制約、内部監査部門へのその他の圧力もしくは妨害に係る適切な質問を行う。

d) 部門運営上の指示・報告経路

CAEは、最高経営者との部門運営上の指示・報告経路を持っている。この指示・報告経路があることにより、内部監査部門は責任を果たすために必要な能力と権限を得ることができる。また、CAEの威信や信頼を高めるために、IIAは、CAEが部門運営上最高経営責任者(CEO)に直属することを推奨している。部門運営上の報告には通常以下のことが含まれる。

- 1) 予算の策定および実績の管理
- 2) 内部監査人の人事評価や報酬を含めた人事管理
- 3) 内部のコミュニケーションおよび情報交換
- 4) 内部監査部門の方針および手続の管理

＜米国型コーポレートガバナンスの仕組み＞

＜内部監査部門の組織上の地位とCAEの報告先＞



2つの報告経路

2-3 CAEの内部監査以外の役割



「基準」1112：内部監査部門長の内部監査以外の役割

内部監査部門長が内部監査以外の役割や職責を有する場合、または有することが見込まれる場合には、独立性や客観性への侵害を限定するための防御措置を講じなければならない。

➡ 解釈指針(1112)

内部監査部門長は、コンプライアンスやリスク・マネジメントの活動といった内部監査以外の追加的な役割や職責を有することを求められるかもしれない。これらの役割や職責は、内部監査部門の組織上の独立性または内部監査人個人の客観性を、侵害する、または外観上侵害する可能性がある。防御措置としては、取締役会によってよく実施される、これらの潜在的な侵害の可能性に対応する監督活動があり、また指示・報告経路や職責に関して定期的に評価するような活動や、内部監査以外に追加的に職責が与えられた領域に関するアシュアランスを得るための代替のプロセスを整備するような活動も含まれる場合がある。

a) CAEは、基準1112を実施するには、IIAの「倫理綱要」、ならびに1100番台の基準および実施ガイドで説明されているような独立性と客観性の概念を、明確に理解していなければならない。

b) 侵害のリスクに対応するために、CAEは、提案された内部監査以外の役割を理解した上で、指示・報告関係、職責、およびこの役割に関する期待事項について最高経営者および取締役会と話し合うべきである。その際、CAEは、以下の4つの事項に関するIIAの基準を強く説明しなければならない。

- 1) 独立性と客観性
- 2) 提案された役割がもたらす侵害の可能性
- 3) 提案された役割に伴うリスク
- 4) これらのリスクを低減できる防御措置

c) 取締役会の監督

基準1112は、監督活動といった防御措置の重要性を強調している。監督活動は、取締役会がCAEの独立性と客観性に対する侵害の可能性に対応することが多い。

基準1130は、独立性または客観性に対して、事実としてかまたは外観としてかに関らず、何か侵害があれば、CAEがその詳細を開示することを求めている。開示によって、取締役会は侵害の可能性による全体的なリスクを評価できる。次のような関連情報について協議を伴う場合がある。

- 1) CAEが引き受けることを求められている役割および職責
- 2) 当該の役割および職責を引受けることのリスク
- 3) 外観に関する検討も含めた、CAEの独立性と客観性に対する侵害への防御措置
- 4) この防御措置が有効に機能していることを検証するために存在するコントロール手段
- 5) 移行計画(任務が短期間の場合)
- 6) 最高経営者および取締役会との取り決め

d) 取締役会は次の事項によりCAEの客観性を監視できる。

- 1) CAEが行うリスク評価、内部監査部門の計画および内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の伝達に適用される詳細さの水準を引き上げること
- 2) CAEが内部監査部門以外の職責を果たした領域に関連して持っている偏見の可能性を考慮すること

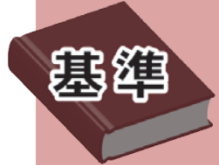
e) 基準による防御措置として以下の事項がある。

- 1) 基準 1130.A1 は、内部監査人が過去 1 年以内に自らが職責を有していた特定の業務について評価することを禁じている
- 2) 基準 1130.A2 は、監査以外のことで CAE が職責を有している職務を対象とする個々のアシュアランス業務は、内部監査部門以外の者(内部でも外部でも可)の監督下で行うよう求めている
- 3) 基準 1312 は、CAE の独立性と客観性、特に CAE が監査以外の職責を果たした領域についてのレビューを含むものが、取締役会に対し追加的なアシュアランスを提供できるのは、外部の評価実施者の独立性を検証できる場合に限るとしている

2-4 個人の客観性

個人の客観性

客観性とは、内部監査人が自らの信念に基づき、偏向なく公正不偏の判断をするという、精神的な態度のことである。客観性は内部監査が有効であるために不可欠な要素である。それは、内部監査人の判断に偏向が含まれるとすれば、監査対象部門及び監査利用者にとって信頼し得る情報を生み出し得ないからである。



「基準」1120：個人の客観性

内部監査人は、公正不偏の態度を保持し、利害の衝突を避けなくてはならない。

- ・ 監査先との金銭的利益関係
- ・ 監査先に親族がいる

➡ 解釈指針(1120)

利害の衝突とは、信頼される地位にある内部監査人の専門職としての利害と個人としての利害が競合する状況のことである。このような競合する利害によって、内部監査人の職務を公正に完遂させることが困難になることがある。利害の衝突は、非倫理的または不適切な行動に結びつかない場合でも存在する。利害の衝突は、内部監査人、内部監査部門および内部監査という専門職それぞれに対する信頼を損ないかねない不適切な外観を作り出す可能性がある。利害の衝突は、内部監査人個人がその義務と職責を客観的に遂行する能力を侵害することもある。

- a) 客観性は、内部監査人の公正不偏の考え方のことをいい、利害の衝突を回避することにより高まる。内部監査の客観性を効果的に管理するために、CAEは、全内部監査人に共通の公正不偏の考え方に関する期待事項および要求事項が書かれた、内部監査の方針マニュアルまたはハンドブックを用いる。

b) 個人の客観性を確保するために、CAEは以下のことを実施する。

- 1) 潜在的あるいは実際に生じている利害関係や偏向を回避するように内部監査の要員の担当割を行うこと。
- 2) 定期的に内部監査の要員から潜在的な利害関係と偏向に関する情報を入手すること。
- 3) 実施可能な場合は、定期的に内部監査の要員の担当替えを行うこと。

- c) 個々の業務の伝達を行う前に、内部監査の業務の結果をレビューすることは、その業務が客観的に実施されたことの合理的なアシュアランスを確保することに寄与する。

d) 内部監査人の客観性を侵害する業務と侵害しない業務の例は以下の通り。

業務の評価、改善活動

客観性を侵害する業務	客観性を侵害しない業務
• 業務やシステムの設計、導入 • 手続案の作成 • システムの運用	• システムのコントロール基準の推奨 • 導入前のシステムの手続のレビュー

組織体内の部署が日常的
に行っている業務

- e) 内部監査人が一時的に監査以外の業務を実施しても、その報告過程で十分な開示を行えば、必ずしも客観性を損なうことになるとは限らない。しかしながらその場合は、内部監査人の客観性への悪影響を回避すべく、経営管理者と内部監査人には慎重な配慮が求められることになる。

2-5 独立性または客観性の侵害（1）

独立性または客観性の侵害

内部監査人の客観性の欠如と、組織上の独立性の侵害について、「基準」では1130で総論として開示を義務付け、1130.A1においては、内部監査人が以前に担当していた業務の評価、1130.A2においては、CAEが職責を負っている職務を対象とするアシュアランス業務について規定している。

独立性または客観性の
侵害の状況

「基準」(解釈指針)1130

- ・ 個人的な利害の衝突
(特定の個人、団体からの報酬、贈答品、または接待の受領)
- ・ (監査)業務範囲の制限

「基準」1130.A1

過去1年以内に自らが職責を有していた業務を対象としたアシュアランス業務を実施すること

「基準」1130.A2

現在、CAEが職責を有している非監査業務を対象としたアシュアランス業務を実施すること



「基準」1130：独立性または客観性の侵害

事実としてまたは外観として、独立性または客観性が損なわれた場合には、その詳細を適切な関係者に開示しなければならない。なお開示の内容は、侵害の内容により異なる。

監査手続や、監査証拠に対する制限 (アクセス制限)

➡ 解釈指針(1130)

組織上の独立性と個人の客観性の侵害には、例えば次のものがある。

すなわち、個人的な利害の衝突、業務範囲の制限、記録・人・財産へのアクセスの制約および資金面などの監査資源の制約である。

人、金、時間、技術

独立性または客観性の侵害の詳細を開示すべき適切な関係者をどう決定するかは、その侵害の内容次第であると同時に、内部監査基本規程に示されている最高経営者や取締役会に対する、内部監査部門や内部監査部門長の責任として期待されていることによる。

a) 独立性または客観性に対する侵害

CAEは、独立性または客観性に対する侵害が実在する場合、または侵害を感じた場合、これを開示する。CAEは、この独立性および客観性に関する要求事項を取締役会および最高経営者に伝達することにより、独立性および客観性が有効な内部監査部門にとって重要であることを取締役会および最高経営者に確実に理解してもらえる。通常、取締役会および最高経営者は、侵害を開示する方法および誰に開示するか議論する。開示方法および開示先は、侵害の内容および潜在的影響によって決まる。

内部監査業務マニュアル

内部監査基本規程(Unit1-6)に記載されないような**実務的な詳細事項**

d) 組織上の独立性の侵害

組織上の独立性の侵害には、次の事項が含まれる。このような状況が実際に発生した場合は、内部監査人の客観性も侵害する可能性がある。

- 1) CAEが内部監査を超えて広い職務上の職責を持ち、自分が監督する分野についても監査を行うこと
- 2) CAEを監督する者が、内部監査を超えて広い職責を持っている場合に、CAEが、その監督者が職務上の職責を持っている分野の監査を行うこと
- 3) CAEが、取締役会に対し直接伝達していない、または直接の意思疎通を図っていないこと **報告経路が機能していない**
- 4) 内部監査部門の予算が、内部監査基本規程に書いてある職責を果たすことができないほどまで減額されていること **監査資源の制限**

Key Point

交際相手が監査対象部門にいる場合、客観性の侵害になる？

e) 客観性の侵害の事例は、以下の通り。

1年以内(アシュアランスの場合)

- 1) 内部監査人が最近まで働いていた分野の監査をすること
- 2) 内部監査人が、親族または親しい友人が働いている分野を監査すること
- 3) 内部監査人が、証拠もなく、以前行った良好な監査結果または個人的な経験だけに基づいて、監査対象領域がリスクを有効に低減していると決めてかかること(専門職としての懐疑心の不足の表れ)
- 4) 内部監査人が、他人(自分より上位者のことが多い)から不当な影響を受けて、適切な根拠もなく、計画していた手法または結果を修正すること

f) 内部監査人が侵害を認識または懸念した場合にとるべき適切な対応は、内部監査の方針マニュアルに記述されていることが多いが、一般的に、内部監査マネージャーまたはCAE と、この懸念事項について話し合うことである。

2-6 独立性または客観性の侵害 (2)

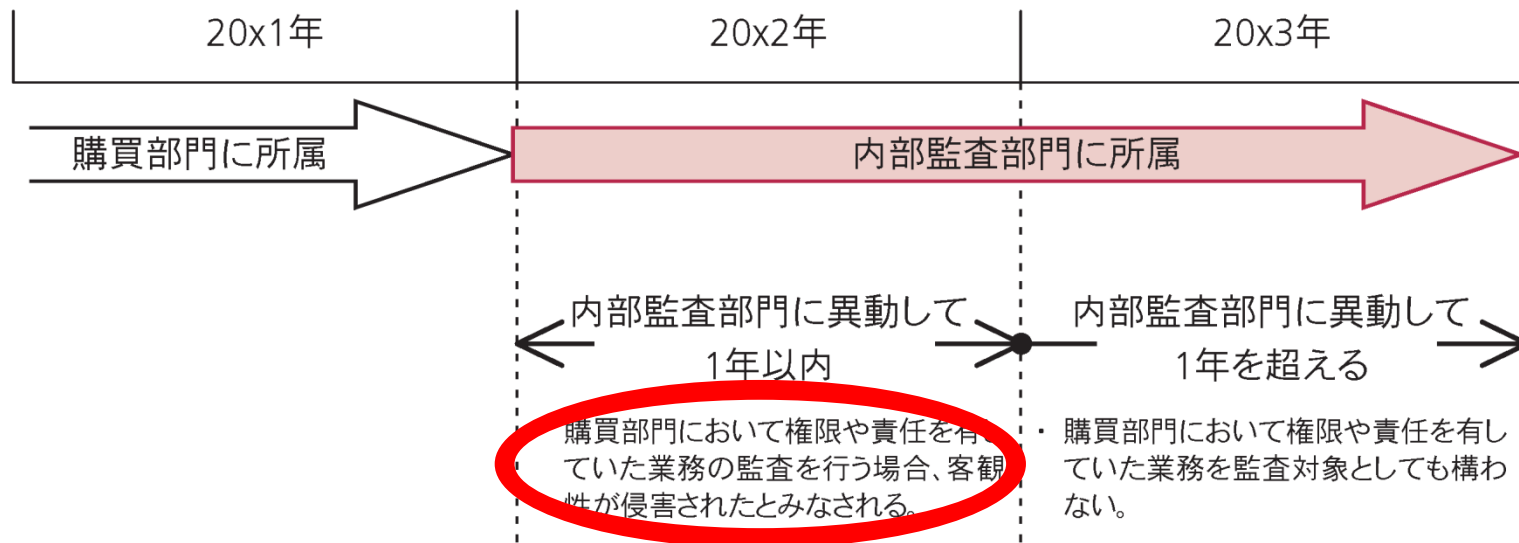


「基準」1130.A1

内部監査人は、以前に自らが職責を有していた特定の業務についての評価をしないようにしなければならない。内部監査人が過去1年以内に自らが職責を有した活動を対象として個々のアシュアランス業務を行う場合には、客観性は損なわれているものとみなされる。

- a) 内部監査部門に転入した者や、一時的に内部監査業務に従事する者に、少なくとも1年が経過するまでは、以前に担当していた業務または自らが管理責任を有していた活動に対する監査を担当させるべきではない。
- b) そのような監査を担当させることは客観性を侵害するとみなされる。該当する場合は、個々のアシュアランス業務の監督および結果の伝達において、特段の考慮が払われるべきである。

〈内部監査人が以前に担当していた業務と客観性の侵害の例〉





「基準」1130.A2

監査以外のことで内部監査部門長が職責を有している職務を対象とする個々のアシュアランス業務は、内部監査部門外の者の監督下で行わなければならない。

a) 内部監査人は、定期的な内部監査の評価対象となるような、内部監査以外の機能や業務の職責を受け入れるべきではない。内部監査人がこの職責を負っている場合は、内部監査人として本来の機能を果たしていないことになる。

b) 内部監査部門、CAEまたは個々の内部監査人が、内部監査部門が監査を行うかもしれない対象業務の職責を保有している場合、あるいは最高経営者が、その業務を内部監査部門、CAEまたは個々の内部監査人に割り当てることを検討している場合、内部監査人の独立性と客観性は損なわれる恐れがある。

CAEは独立性および客観性の影響を評価するにあたり、少なくとも以下の要素を考慮する必要がある。

- 1) IIAの「倫理綱要」および「基準」の要件
- 2) 株主、取締役会、最高経営者、立法機関、公的機関、監督機関および公益団体等を含むステーク・ホルダーの期待
- 3) 内部監査基本規程で定義された許容、および／または制約される範囲
- 4) 「基準」に規定されている開示が必要な項目
- 5) 内部監査人が引き受けている内部監査以外の業務活動や職責を対象とした、監査のカバー範囲
- 6) (収入、費用、評判および影響の観点から)、内部監査人が引き受けている内部監査以外の業務機能の組織体の中での重要性
- 7) 内部監査人が引き受けた監査以外の業務の期間およびその責任範囲
- 8) 職務分離の妥当性
- 9) 内部監査人の客観性がリスクに曝されたかもしれないということの履歴やその他の証拠の有無

c) 内部監査基本規程が、内部監査以外の業務を内部監査人に担当させることを制限している、またはそれを制限する文言を含む場合、その制限が必要なことについて経営者に明らかにし話し合う必要がある。経営者が内部監査以外の業務を内部監査人に担当させることを主張する場合、その問題について取締役会に明らかにし話し合う必要がある。

内部監査基本規程にこのような規程が含まれていない場合、以下 d) に記述されたガイダンスを検討すべきである。以下のガイダンスは内部監査基本規程の条文の補助的な位置付けにある。

d) 内部監査部門が内部監査以外の業務を担当し、その担当業務が監査計画の一部に含まれている場合、CAEは以下の事項を考慮すべきである。

- 1) CAEが職責を有する内部監査以外の業務分野の監査を完結させるために、契約を締結した第三者や外部監査人を使うことにより、客観性の侵害を最小化する。
- 2) CAEが職責を有する内部監査以外の業務について、その業務を担当する個人が、その業務を対象とした内部監査に関与しないことを確認する。
- 3) CAEが職責を有する内部監査以外の業務について、その個々のアシュアランス業務を実施する内部監査人は、確実に、自ら最高経営者および取締役会の監督を受け、また自ら最高経営者および取締役会に評価結果を報告する必要がある。
- 4) 内部監査人の内部監査以外の業務における職責と、その業務の組織体の中での(収入、費用、および他の適切な情報の観点からの)重要性と、その内部監査人と該当業務を監査した内部監査人との関係を開示する。

〈その他の業務における内部監査人の責任のまとめ〉

内部監査人が、監査対象となっている業務に対して職責を負う場合	内部監査人として、その業務に関ってはならない。
内部監査人が、内部監査部門が監査を行うかもしれない対象業務の職責を保有している場合	内部監査人の独立性と客観性は損われる恐れがある。 1) 基本規程に監査以外の業務の制限が含まれる場合 • 制限が必要なことについて経営者に明らかにし話し合う • (経営者が業務の実施を主張する場合)同制限について取締役会に明らかにし話し合う。
最高経営者が、その業務を内部監査人に割り当てることを検討している場合	2) 基本規程に監査以外の業務の制限が含まれない場合 • CAEの職責としてガイダンスに準拠する(前述d)参照)

- e) 内部監査人が内部監査以外の業務に対して負う職責は、CAEに直属して行われる内部監査以外の業務に関連する内部監査報告書、および取締役会への内部監査人の通例の伝達において開示されなければならない。その内部監査の結果は経営者やその他の適切なステーク・ホルダーと協議される場合もある。侵害の開示をしたとしても、CAEが職責を有する内部監査以外の業務を対象とする個々の業務は、内部監査部門外の者により、監督されなければならないことに変わりはない。



「基準」1130.A3

内部監査部門は、以前にコンサルティング業務を実施した領域に関し、そのコンサルティングの内容が客観性を侵害せず、個々のアシュアランス業務に内部監査人を任命する際に個人の客観性が管理される場合には、アシュアランス業務を実施してもよい。

- a) コンサルティングの内容が、アシュアランス業務において自己監査になるような内容でなければ、当該アシュアランス業務を実施してもよい。
- b) 個々の内部監査人の客観性を侵害するような事例がなく、かつ、内部監査人が、客観性の侵害もしくは侵害の懸念に対して適切な対応を取ることができる場合は、アシュアランス業務を実施してもよい。

2-7 コンサルティング業務における独立性と客観性

コンサルティング業務における独立性と客観性

「基準」1100が規定するように、内部監査部門には組織上の独立性が要求され、内部監査人には業務遂行に際しての客観性が要求される。コンサルティング業務は、客観性を侵害する業務ではない。但し、依頼部門の立場で実施するサービスであるため、本質的に公正不偏の態度、即ち客観性を弱める可能性を含んでいる。

「基準」1130. C1、1130. C2では、以前職責を有していた業務に対するコンサルティング業務の実施、及びコンサルティング業務が独立性、客観性を侵害する可能性のある場合について規定している。



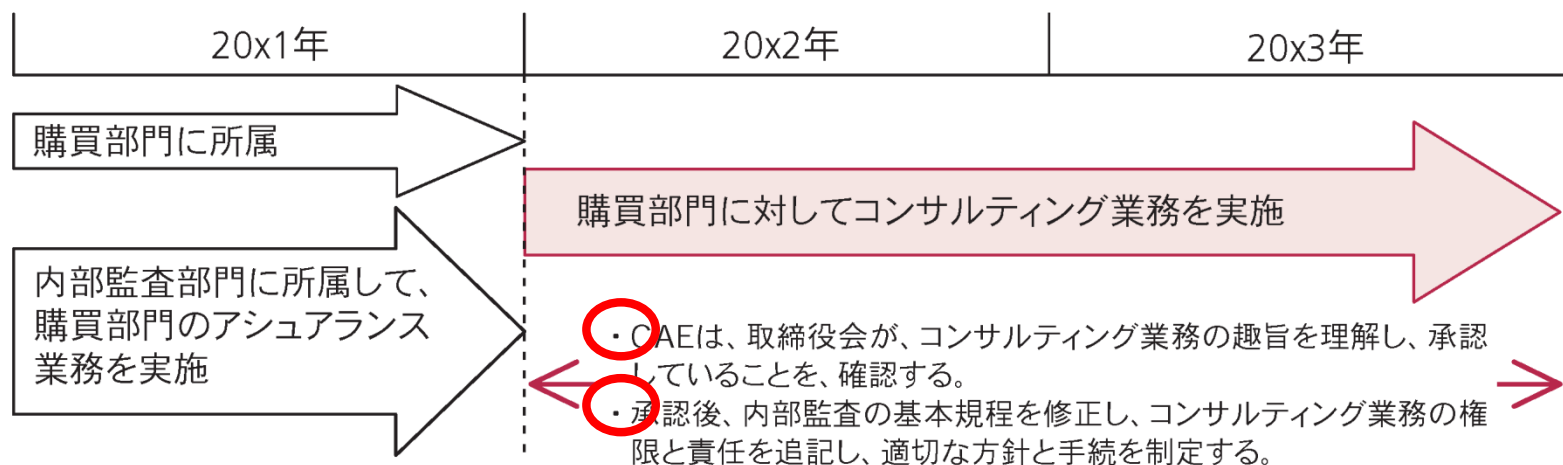
「基準」1130. C1 ; 1130. C2

内部監査人は、以前に自らが職責を有した業務に関し、コンサルティング業務を提供してもよい。(1130.C1)

依頼を受けたコンサルティング業務に関連して、内部監査人が独立性または客観性を侵害する可能性がある場合には、個々のコンサルティング業務を引き受ける前に、依頼者にその事実を開示しなければならない。(1130.C2)

- a) 以前に職責を有していた業務、または以前にアシュアランス業務を実施した業務に関連したコンサルティング業務を依頼された場合、内部監査部門は以下の手順で業務を遂行する。

コンサルティング業務 実施前	CAEは、取締役会がコンサルティング業務の趣旨を理解し、承認していることを確認する。
コンサルティング業務実施 について承認された後	内部監査の基本規程を修正し、コンサルティング業務の権限と責任を追記し、適切な方針と手続を制定する。

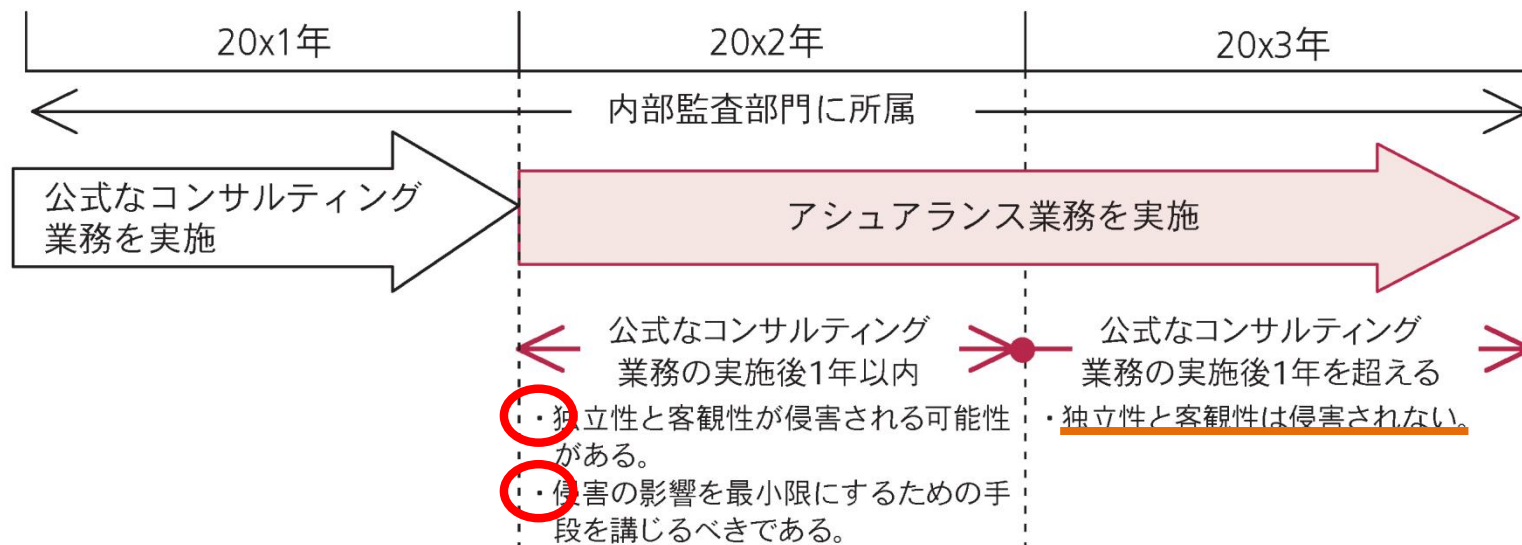


- b) 内部監査人は、経営者に対し結論を出しまたは助言を行う場合には、客観性を維持すべきであり、独立性または客観性の侵害が発生した場合には、経営者に対して速やかに開示すべきである。

c) 公式なコンサルティング業務の実施後 1年以内にアシュアランス業務が実施される場合、独立性と客観性が 侵害される可能性がある。侵害の影響を最小限にするためには、以下の 手段がある。

- 1) 各監査業務に別々の内部監査人を割り当てること
- 2) 独立した管理および監督体制を確立すること
- 3) 各プロジェクトの結論に対して別々の説明責任を課すこと
- 4) 推測される侵害の状況を開示すること

経営者は、改善提案を受け入れ、それを導入する責任を負うべきである。



- d) 内部監査人は、進行中または継続的な性質を持つコンサルティング業務に従事する際、本来意図されていなかった経営者が負うべき職責を負うことがないよう注意すべきである。

3-1 専門的能力と正当な注意

専門的能力

全ての内部監査人には、内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務を、熟達した専門的能力および専門職としての正当な注意をもって遂行する職責がある。熟達した専門的能力および専門職としての正当な注意という2つの特性を達成するには、「専門職的实施のフレームワーク」(IPPF)の必須のガイダンス、特にIIAの「倫理綱要」を理解することから始める。



「基準」1200：熟達した専門的能力および専門職としての正当な注意

内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務は、熟達した専門的能力と専門職としての正当な注意とをもって遂行しなければならない。

② P61

① P52

3-2 熟達した専門的能力

個々の内部監査人に求められる専門的能力

内部監査人は、専門的能力をもって内部監査を実施しなければならないが、個々の内部監査人に求められる専門的能力のレベルは、専門的能力の種類、及び関わる業務によって異なる。



基準

「基準」1210：熟達した専門的能力

1

内部監査人は、自らの職責を果たすために必要な「知識、技能およびその他の能力」を備えていなければならない。内部監査部門は、部門の責任を果たすために必要な「知識、技能およびその他の能力」を、部門総体として備えているか、または備えるようにしなければならない。

➡ 解釈指針(1210) **P58**

熟達した専門的能力とは、内部監査人が自らの専門職としての責任を有効に遂行するために求められる「知識、技能およびその他の能力」のことをいう集合的な言葉である。適切な助言や改善のための提言を行うために必要な熟達した専門的能力には、現在の活動、トレンドおよび新しい課題に注意を払うことも含まれる。内部監査人は、適切な専門職資格や認定を得ることにより、熟達した専門的能力を証明することが奨励される。専門職資格や認定とは、例えば、内部監査人協会(IIA)やその他の適切な専門職団体が提供する、公認内部監査人(CIA)の称号やその他の称号を指している。

3-3 外部専門家の利用

内部監査部門の支援または補完

内部監査人が内部監査業務を実施するために必要な専門的能力に欠けている場合、CAEは内部監査部門を支援する外部のサービス・プロバイダ等を活用する。

外部専門家の利用



「基準」1210.A1

個々のアシュアランス業務のすべてまたはその一部を遂行するために必要な「知識、技能およびその他の能力」のいずれかを部門の内部監査人が欠く場合には、内部監査部門長は、適切な助言と支援を部門外から得なければならない。

b) 外部サービス・プロバイダとは個人または法人であり、組織体から独立し、特定の専門分野における特別な知識、技能および経験を保有する。

1) 外部サービス・プロバイダとは、以下のような専門家を指す。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| ● 保険数理士 | ● 不正検査士 | ● 統計専門家 |
| ● 公認会計士 | ● 弁護士 | ● 情報技術専門家 |
| ● 不動産鑑定士 | ● エンジニア | ● 組織体の外部監査人 |
| ● 文化や言語の専門家 | ● 地質学者 | ● その他の監査組織 |
| ● 環境専門家 | ● セキュリティ専門家 | |

2) 外部サービス・プロバイダは、取締役会、最高経営者またはCAEから業務を委託されることがある。

d) CAEは、外部サービス・プロバイダが個々のアシュアランスの業務を実施するために必要な「知識、技能およびその他の能力」を有しているか否かを、以下の点を考慮して判断する。

適格性を評価

- 1) 外部サービス・プロバイダが、関連する専門分野において、専門的認証、免許、またはその他の認定を有していること。
- 2) 外部サービス・プロバイダが適切な専門職組織の会員であり、かつその組織の倫理綱要を遵守していること。
- 3) 外部サービス・プロバイダの評判。サービス・プロバイダの業務をよく知る第三者に連絡をとり、評判を聴取することもある。
- 4) 業務委託を検討している分野における、外部サービス・プロバイダの経験。
- 5) 特定の個々の業務に関連する専門分野において、外部サービス・プロバイダが受けた教育および訓練の程度。
- 6) 組織体が活動を行っている業界において、外部サービス・プロバイダが有する知識および経験。

g) 外部サービス・プロバイダの独立性および客観性について、CAEは以下を考慮して評価すべきである。

- 1) 外部サービス・プロバイダが有するかもしれない当該組織体との財務上の利害関係
- 2) 外部サービス・プロバイダが有するかもしれない取締役会、最高経営者または組織体内のその他の人物との、個人的な関係または専門職としての関係
- 3) 外部サービス・プロバイダが過去に有していたかもしれない、当該組織体との関係またはレビュー対象の活動との関係
- 4) 外部サービス・プロバイダが当該組織体のために現在実施しているかもしれない他のサービス業務の範囲
- 5) 外部サービス・プロバイダが受領しているかもしれない、報酬またはその他のインセンティブ

3-4 内部監査人が必要とする知識と能力

a) 「基準」で言及している「知識、技能およびその他の能力」には、以下が含まれる。

1) 個々の業務を遂行する際に、内部監査の基準、手続および技術を適用する熟達した専門的能力。熟達した専門的能力とは、実際に直面する可能性のある状況において、追加的な技術的調査や支援に頼ることなく、知識を活用しその状況に対処できる能力を意味する。

2) 主として財務記録および報告に関わる内部監査人については、会計原則および手続に関する熟達した専門的能力。

3) 不正の兆候を識別するための知識。

CAATs(Computer Assisted Audit Technique)

- ④) 重要な情報技術(IT)のリスクおよびコントロール手段についての十分な知識と、活用可能なテクノロジー・ベースの監査技法。
- ⑤) 適切な業務慣行から乖離が発生した場合、その乖離の重要性を認識し、評価するための経営理念(management principles)の理解。経営理念を理解することで、現実遭遇する可能性のある状況に対して広範な知識を適用し、重要な乖離を発見し、合理的解決に達するために必要な調査活動が完遂可能となる。
- ⑥) 会計、経済、商法、税務、財務、計量的手法、情報技術、リスク・マネジメントおよび不正などの、ビジネスの基礎についての正確な理解。これにより、すでに発生した問題または潜在的な問題を識別し、実施すべき追加的調査や必要とされる支援を識別することが可能となる。

- 7) 対人スキル、人間関係を理解するスキル、および監査対象部門との良好な関係を維持するスキル。
- 8) 個々の業務の目標、評価、結論、および改善のための提言などを、明確かつ効果的に伝達する、口頭および文書によるコミュニケーションのスキル。

知識・技能およびその他の能力

熟達レベル

自ら当該問題を解決できる能力レベル

熟達した専門的能力

- 監査の流れ
- 監査の専門用語
- 独立性、客観性の理解

Key Point

b) IIAの内部監査の国際的能力フレームワークにおいては、基準を満たすために内部監査人が必要とする相互に関連する10のコアコンピタンス(中核的能力)を以下のとおり定めている。

1) 専門職的倫理観(Professional ethics)

専門職としての倫理を掲げ、それを適用する能力。

例えば、IIAの倫理綱要を守り推進する。外観上も事実上も客観性を保持する。専門職としての正当な注意を払う、など。

2) 内部監査の管理(Internal audit management)

内部監査部門を構築し管理する能力。

例えば、チームメンバーのために高い業績を示し模範的行動をとる。明確な期待と業務目標をはっきり示し、それらを組織の戦略と結びつける、など。

3) 基準 (IPPF)

IPPF を適用する能力。

例えば、IPPF の最新知識を保持する。品質のアシュアランスと改善のプログラムを策定し保持する、など。

4) ガバナンス、リスクおよびコントロール (Governance, risk and control)

ガバナンス、リスクおよびコントロールに対する十分な理解を組織体に適用する能力。

例えば、組織のガバナンス、リスク、コントロールのフレームワークの適切性を評価する。組織に対するリスクとその影響に基づいて個別監査計画を策定する、など。

5) ビジネス感覚 (Business acumen)

ビジネス環境、業界慣行および組織体に特有の要因に関する専門知識を保つ能力。

例えば、業界特有の知識を保持する。組織の業務に関連する世界の発展や法令のフレームワークについて最新状況の理解を保持する、など。

6) コミュニケーション(Communication)

コミュニケーションにより影響力を及ぼす能力。

例えば、積極的なコミュニケーションを通して他者の信頼を確保する。適切なコミュニケーションの形(視覚、文書)と媒体(対面、電子、紙)を選ぶ、など。

7) 説得と協調(Persuasion and Collaboration)

協調と連携により、他者を説得し動機付ける能力。

例えば、全ての関係者と開かれた建設的な関係を構築する。秘密を尊重し、他者の信頼を得るなど。

8) 批判的思考(Critical thinking)

プロセス分析、ビジネスインテリジェンス、問題を解決する技法を適用する能力。

例えば、職業的懐疑心を働かせる。複雑な事態を分析し解決するために、適切なリサーチ、ビジネスインテリジェンス、問題解決手法を選択し利用する、など。

9) 内部監査業務の実施(Internal audit delivery)

個別の内部監査業務を実施する能力。

例えば、監査目標を達成し品質を保証するように、個別監査業務を監督する。個別監査業務で実施したすべてのことが正しく確実に反映されるように監査調書を作成する、など。

10) 改善および革新(Improvement and innovation)

変化を受け入れ改善および革新を推進する能力。

例えば、継続的改善のための機会を探し求め正当性を説明する。変化に伴うリスクを特定し、そのリスクを管理するために監査業務を適応させる、など。



参考

内部監査の国際的能力フレームワークの構造とコアコンピタンスの概念図



Source: The IIA's Global Internal Audit Competency Framework

本日の論点

- ◆ 1100: 独立性と客観性
- ◆ 1200: 熟達した専門的能力

Chapter 2

◎ 2, 4, 5

Chapter 3

◎ 4, 5

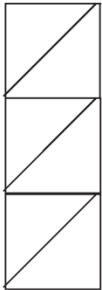
Key Point

MC 2-2-7

MC 2-5-11

IIAによれば、内部監査部門の職務上の報告先は誰につながっていないかなければならないか。

- a. 取締役会
- b. 内部監査部門長 (CAE)
- c. 最高経営者 (CEO)、ないし同等の者
- d. いずれも正しくない



内部監査部門長（CAE）の報告ラインに関する問題。

内部監査機能の職務上の報告と部門運営上の報告により、組織上の独立性が促進される。内部監査部門長（CAE）は職務上、取締役会に報告する。

解答

a

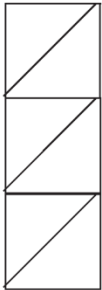
一方、部門運営上の報告は、CAEは概ね組織体のCEOに直接報告する。従って、正解はa。

bは誤り。CAEは内部監査部門の一部である。

cは誤り。CEOは部門運営上の報告先である。

次の状況のうち、内部監査部門または内部監査人の独立性・客観性を損なう可能性が最も高い状況はどれか。

- a. 購買部門の監査を担当している内部監査人の姉が、主要な仕入先の一つである会社のコールセンターのオペレーターとして雇用されている。
- b. 製造部門の監査を担当している内部監査人は、今回の監査の6か月前に、製造部門に対してコントロール活動の改善提案を行った。
- c. 法人営業部門の監査を担当している内部監査人の夫が、主要顧客の1つである会社の所有者である。
- d. CAEは、マーケティング部門の従業員から、顧客や自社従業員等に無料で配布されている販促用のマグカップを受け取った。



内部監査の独立性・客観性に関する問題。

内部監査人の配偶者が主要顧客である会社の所有者である場合、例えば規則に反する不適切な割引販売などを見逃す動機となる。従って、客観性を損なっているとみなされる可能性が高い。
従って、正解はc。

解答

c

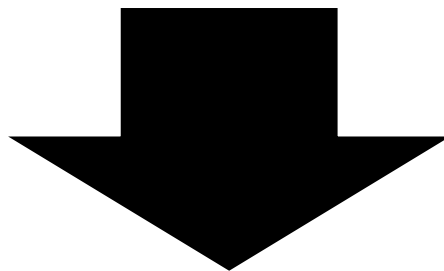
aは誤り。コールセンターのオペレーターとして雇用されているくらいでは、影響はほとんどない。

bは誤り。コントロール活動の改善提案は、独立性や客観性を損なう業務ではなく、監査業務の結果としても行うことである。

dは誤り。顧客や従業員に無償で配布されている、価値の大きくない販促品を受け取っても、独立性や客観性は損なわない。

Key Point

CAEが監督責任を負う部署のアシュアランス
業務の監督は誰が実施するか



内部監査部門以外の監督者(CIA資格保有者
が望ましい)

「内部監査の国際的能力フレームワーク」 (The IIA's Global Internal Audit Competency Framework)

Google 検索

【月刊監査研究

IIA内部監査の国際的能力フレームワーク】

2016年4月号

英語版は以下からダウンロード可能です。

<https://global.theiia.org/>

Key Point

監査人の経験に関係なく必要とされる能力は？

- ☒ A: コミュニケーション
- B: 内部監査の管理
- C: 批判的思考

IIAシラバス

アビタステキスト

ドメイン I (15%)

➡ Chap I

ドメイン II (15%)

➡ Chap II

ドメイン III (18%)

➡ Chap III

ドメイン IV (7%)

➡ Chap IV

ドメイン V (35%)

➡ Chap V, VI, VII

ドメイン VI (10%)

➡ Chap VIII

講義スケジュール

CIA Part 1 学習範囲(予定)

第1回	2023/7/21(金)	Chapt 1 内部監査概論、Chapt2 独立性と客観性
第2回	2023/7/26(水)	Chapt 2 独立性と客観性(続き)、Chapt 3 専門的能力と正当な注意、Chapt 4 QA&IP
第3回	2023/7/27(木)	Chapt 5 ガバナンス、Chapt 6 リスクマネジメント
第4回	2023/8/4(金)	Chapt 7 コントロール、Chapt 8 不正

Key Point

優

れた内部監査人に共通の個人の資質には、以下の
ようなものがある

- 誠実性(Integrity)
- 情熱(Passion)
- 職業倫理(Work Ethic)
- 好奇心(Curiosity)
- 創造性(Creativity)
- イニシアチブ(Initiative)
- 柔軟性(Flexibility)

Key Point

優れた内部監査人に共通の個人の資質には、以下の
ようなものがある

- 誠実性(Integrity)
- 情熱(Passion)
- 職業倫理(Work Ethic)
- 好奇心(Curiosity)
- 創造性(Creativity)
- イニシアチブ(Initiative)
- 柔軟性(Flexibility)

内部監査 アシュアランス業務とアドバイザリー業務
一般社団法人内部監査協会
¥13,750

優れた内部監査人になるための必要な能力 5つのC

- 能力(Competence)
- 信頼性(Credibility)
- 連結性(Connectivity)
- コミュニケーション(Communication)
- 勇気(Courage)

内部監査 アシュアランス業務とアドバイザリー業務
一般社団法人内部監査協会 ￥13,750

◆ 能力(Competence)

価値を付加するアシュアランス及びアドバイザリー業務を提供するために必要なスキルと知識

◆ 信頼性(Credibility)

一貫した力量や誠実性に基づき、信頼を得る能力

◆ 連結性(Connectivity)

それぞれのステークホルダーの個別の要請を組織体の、より大きな観点で理解する能力

◆ コミュニケーション(Communication)

情報(口頭及び様々な形の文書)を伝える手法を策定し、内部監査がサービスを提供する個人の話を聞く能力

◆ 勇気(Courage)

独立性と客観性を保ち、実施した監査業務の結果を支持する個人としての不屈の精神

監査の途中で、作業効率を上げるソフトウェアを見つけて適用する能力は以下のどれか？

- ☒ A: 批判的思考
- ☐ B: ビジネス感覚
- ☐ C: コミュニケーション
- ☐ D: 説得と協調